第五十五条の二第一項中「（平成二十五年法律第九十八号）」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第四項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第五十六条第一項中「同法第十五条第一項」を「第十五条第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「第九条の六第一項（」の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項中「第二号イ」を「第四号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「当該特定廃棄物最終処分場に係る」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「場合　その」を「場合（前二号に該当する場合を除く。）　その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合　その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合　その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第五十六条第七項中「又は同法」を「又は」に改める。

第六十一条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第三章第四節の節名中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十一条の二第一項中「、認定農地所有適格法人等（」を削り、「以下この項及び第三項」を「第三項第一号」に改め、「又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「補助金（以下この項」を「補助金（第一号」に、「その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」を「（第三項第二号イにおいて「認定計画」に、「。以下この項」を「。第一号」に改め、同条第三項中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第二号又は第五号」に、「同号」を「第二号イ若しくはロ又は第五号」に改め、同項第一号中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　認定計画の定めるところにより農用地等の取得等をした場合　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ　農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウエアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。）　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

第六十一条の二第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第七項中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十一条の三第一項中「認定計画等」を「認定計画」に改め、同項第一号イ中「以下この号において」を「イにおいて」に改め、「おいて前条第二項又は第三項」の下に「（第二号ロに係る部分を除く。）」を加える。

第六十一条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第六項中「法人税法」の下に「第六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

二　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

三　法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節（第百四十四条（同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定及び特別税額加算規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四　法人税法第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

第六十二条の三第一項及び第九項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第十項中「、第六十五条の八第九項から第十二項まで又は第六十五条の十二第十項から第十三項まで」を「又は第六十五条の八第九項から第十二項まで」に改め、同条第十二項中「法人税法」の下に「第六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「前項に規定する」を「前三項に定める」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第六十二条第七項の規定は、第一項又は第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「及び第一項」とあるのは、「並びに第六十二条の三第一項及び第九項」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第四項中「、第六十五条の八第九項」を「又は第六十五条の十二第十項」とあるのは「又は第六十五条の八第九項」に、「又は第六十五条の十二第十項」とあるのは「の規定」に改め、同条第五項中「法人税法」の下に「第六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「規定する」を「定める」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第六十二条第七項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「第一項の」とあるのは、「第六十三条第一項の」と読み替えるものとする。

第六十四条第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他」を「同項の規定の適用を受けようとする資産が同項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として」に、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五